

回覧

QRコードから
閲覧が可能です



刈った草や剪定した枝を用水や川などに流す人がいます。下流では用水が詰まったり、川の浅瀬で滞留し川を汚す原因になります。

◎苦情が寄せられています

- ・用水が詰まると、水が上がり住宅などに被害が発生します。
- ・河川の浅瀬などに滞留し悪臭を放ったり、水路が詰まり下流の農家の水利用や流雪溝管理などに支障を来します。

刈り取った草や剪定した枝は、用水や川に流さないようにしましょう。

①刈草を流さないように、草刈りの方法などを工夫してください。

- ・刈った草の飛ぶ方向を考慮しながら実施しましょう。

②水際に刈草を置かないようにしてください。

- ・増水や風で、置いた草が用水や川に落ちることがあります。



③刈草をたい肥にリサイクルしてください。

- ・草は良いたい肥になります。

④刈草は指定ごみ袋に入れ集積所に出すか、妙高クリーンセンターへ持ち込んで処分できます。

- ・乾燥させてから持ち込んでください。燃やしやすくなります。なお、処分費は、持ち込んだ量が重いと高くなります。

※できるだけたい肥として活用してください。焼却には多くの費用がかかります。

⑤剪定枝は、(有)川村商店へ持ち込んで処分できます。

- ・葉っぱは、できるだけ落としてください。葉っぱは、たい肥にしてください。
- ・枝は、市外の工場などで燃料として活用されます。

問い合わせ：

妙高市 環境生活課 環境衛生係

電話：74-0031

野焼きは法律で禁止されています!!

◎廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、原則固く禁止されています。

ただし、次の場合は例外として扱われています。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却など
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）どんど焼き、門松・しめ縄等の焼却など
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）田に隣接する河川堤等の下刈草の焼却行為、果樹園から発生する剪定枝等の焼却、もみがら燻炭焼き等に係る行為
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）たき火、キャンプファイヤーなど

◎例外行為に対する留意事項

- 例外行為であっても、焼却をされる場合は、火災に十分留意して消火をするまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。
- 例外行為であっても次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もあります。
 - ・周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合（家の中に多量の煙が入ってきて困る、灰が洗濯物に付いて困る等の苦情がある。）
 - ・軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
 - ・道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合など
- 例外行為により焼却することは可能ですが、あくまでも例外であることを十分認識していただき、やむを得ず軽微な焼却をする場合は、
 - (1) 煙の量や二オイが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
 - (2) 風向きや強さ、時間帯を考慮する。
 - (3) 草木などはよく乾かし煙の発生量を抑える。
 - (4) ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする。など配慮してください。



問い合わせ：
妙高市 環境生活課 環境衛生係
電話：74-0031